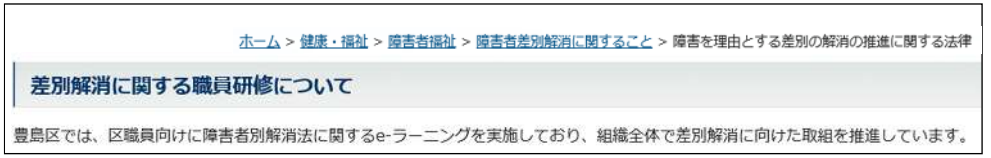
資料３

第１回会議の委員意見について

番号	ご意見	今後の対応
1	もし、この会議に知的障害の方が参加していたら、内容は理解できないと思う。 知的障害の方は、フリガナが読めたとしても、理解ができるわけではないため、図などを用いて直感的に分かりやすくする必要がある。まずは知的障害の方を知り、当事者の方がどんなことを感じているかを理解することから始めていただければありがたい。 知的障害の方を置き去りにすることなく、分かりやすい解説について考え、工夫する会議であってほしい。	当事者代表として知的障害の方が会議に参加される場合については、会議開催前に事前に内容を説明する機会を設けるなど、理解しやすくなるための取組を進めてまいります。
2	区職員1,000名以上がｅラーニングにて差別解消についての研修を受けている事をホームページ等で区民に告知しているか。 告知していないのであれば、以下の観点から、「豊島区は障害者差別解消に取り組んでいる」事を発信していただきたい。 ・豊島区が障害者差別解消や SDGｓなども含めた共生社会に向けて前向きに取り組んでいるアピールになるため。 ・障害のある方だけでなく一般の区民からも「差別解消にきちんと対応している」事を理解してもらえるようになり、差別解消に向けた取組に障害当事者、区民、区役所職員からの厳しい目が向けられようになるため。 ・豊島区の対応自体が質の高いサービス提供に繋がるため。 ・区職員も「見られている」意識が強まり、手を抜くことが難しくなるため。	区職員が差別解消に関する e-ラーニングを実施している旨を以下のとおり、ホームページに追記しました。  また、庁内通信のイエローリボン通信において、障害のある方への合理的配慮や不当な差別的取扱いの紹介等を行い、区職員としての意識付けを定期的に行っています。 ※裏面　令和６年 12 月発行イエローリボン通信（抜粋）

1. 合理的配慮・不当な差別的取扱いって？

『合理的配慮、不当な差別的取扱いってたまに耳にするけど、いまいちよく分かるからない」という方のために、今回は合理的配慮、不当な差別的取扱いの具体的な例を紹介します！

そもそも、「合理的配慮の提供」と「不当な差別的取扱い」は障害者差別解消法によって定められており、内容は以下のとおりです。

合理的配慮の提供

障害のある方からお願いをされた時に、負担になりすぎない範囲でその方が困っていることをなくすための対応をすること。

不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為のこと。

～具体例～



合理的配慮の提供

- ○ 課で発行している冊子に音声コードを付け、視覚障害の方でも内容が分かるようにした。
- ○ 机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるようにした。
- ○ 難聴で弱視の方に対して、太いペンで大きな文字を書いて筆談で対応した。
- ○ 区主催のセミナーにて、障害のある方から、文字の読み書きに時間を要するためホワイトボードを最後まで書き写すことができないとの申出があったため、書き写す代わりにスマホカメラでの撮影をできるようにした。
- ○ イベント開催時にイベントチェックシートを確認し、手話通訳者を手配した。

不当な差別的取扱い

- ○ 障害を理由に、資料やパンフレットなどの提供、説明会やシンポジウムなどへの出席を拒む。
- ○ 障害を理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件を付けたり、支障がないにもかかわらず介助者の同行を拒んだりする。
- ○ 障害があることを理由として、障害のある方に対して一律に接遇の質を下げる。
- ○ 障害のある方を無視して、介護者や支援者、付添の人だけに話しかける。
- ○ 盲導犬や聴導犬が一緒であると、入店を拒否する。